

国有林伐採を民間開放する「国有林野管理経営法改正案」に反対する意見書

日本の森林の約3割（758万ヘクタール）を占める国有林は全国各地に広がり、木材供給源のみならず土砂災害の防止などの国土保全、良質な水源域の維持、変化に富んだ動植物を育む生物多様性の保全、温室効果ガスの森林吸収源など、様々な役割を果たす国民共有の財産である。国有林が荒廃すれば国土は傷み、都市住民も含めて国民は安心して生活することができない。

しかし政府は現在の通常国会に「国有林野管理経営法改正案」（国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案）の提出を予定している。国有林の一定区域で「意欲と能力のある林業経営者」に10年間を基本に「樹木伐採権」を与える内容で、民間企業も対象になり得る。年間数千万立方メートル、10年間で数百ヘクタールの伐採権が想定されているが、長期間・大面積で民間企業が伐採できるとなれば事実上の国有林の民間払い下げとなる恐れがある。政府は権利者との契約には伐採後の再造林も含まれ、現行の国有林伐採ルールへの順守も求めるとするが、参入したものの採算が厳しいと判断した場合に再造林が確実に行われるのかなど、ひとたび民間企業に開放すればそれらが乱伐や環境破壊の歯止めとなる保証はない。また、生物多様性の保全や洪水等の災害防止等、森林の多面的な公益機能の観点からも懸念される点が多い。

国有林の民間開放は政府の未来投資会議で民間委員の竹中平蔵氏らが主張してきた経緯があり、林業現場や自治体の声に基づかない急進的な「改革」には強い懸念を抱かざるを得ない。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

一、国有林伐採権を民間にも与える「国有林野管理経営法改正案」について、広範な国民の懸念が拭えぬまま拙速な法制定を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 農林水産大臣